

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定 に関する意見等

特定非営利活動法人日本脳外傷友の会
理事長 古謝 由美

特定非営利活動法人 日本脳外傷友の会の概要

1. 設立年月日:平成12年4月 任意団体日本脳外傷友の会
平成19年7月13日 特定非営利活動法人日本脳外傷友の会

2. 活動目的及び主な活動内容:

交通事故や脳梗塞などによって脳に損傷を負い、後遺症として高次脳機能障害を持った者及びその家族並びに高次脳機能障害者と家族が参加している支援団体等に対し、それぞれの障害についての正しい知識の普及と情報の提供を行い、障害者本人の社会復帰、社会参加の促進を図る一方、一般世間が高次脳機能障害に対し理解を深めると共に就労や復学、復職に向けて支援活動を通じ、高次脳機能障害者とその家族が安心して生活を営める環境を築く事により一人一人がより充実した社会参加の実現に向けて、長年にわたり活動している。

【主な活動内容】

- ・ 日本脳外傷友の会全国大会の開催
- ・ 国や県、市町などの関係機関への働きかけ
- ・ 障害者本人の社会復帰・社会参加の支援
- ・ 機関誌の発行

3. 加盟団体数(又は支部数等):64団体(平成29年5月時点)

4. 会員数:2681名(平成29年5月時点)

5. 法人代表: 理事長 古謝 由美

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(概要)

視点1: より質の高いサービスを提供していく上での課題及び対処方策・評価方法

1. 高次脳機能障害者・児における地域生活支援事業の移動支援条件の見直しについて

高次脳機能障害者・児の復職/就業促進及び復学/就学促進のために、高次脳機能障害と診断された者の地域生活支援事業における移動支援をサービス提供として認めるべきである。

2. 就労移行および就労継続支援における復職支援加算の新設について

高次脳機能障害者の復職希望が多いため、就労移行及び就労継続サービス報酬に復職支援サービスも含めるべきである。

3. 高次脳機能障害者・児に対する社会的行動障害加算の新設について

高次脳機能障害者・児の社会的行動障害は社会復帰の大きな阻害要因となっており、その対応には報酬加算をすべきである。

視点2: 地域において、利用者が個々のニーズに応じたサービスの提供を受けられるようにするための、サービス提供体制の確保に向けた課題及び対処方策

1. 利用者に関する多機関参加の支援会議開催に対する報酬の新設について

高次脳機能者・児の個別で適切なサービスを継続的に提供するために利用者サービスに関連する多機関参加の支援会議開催は必須であるため、その開催に対する報酬を新設するべきである。

2. 他機関に提供する利用者情報提供文書作成に対する加算について

多機関参加の支援会議に参加できなかった機関等には別途情報提供文書を作成し、郵送しているため、文書作成の報酬加算が必要である。

3. 地域からの相談に対応するための就労支援事業所及び地域生活支援事業所への公認心理師必置について

後天的な障害である高次脳機能障害者・児本人及びその家族にとって、発症/受傷後の心理支援が重要な支援となることから、公認心理師の必置が必要である。

視点3: 障害福祉サービス等に係る予算額が、障害者自立支援法施行時から2倍以上に増加し、毎年10%近い伸びを示している中で、持続可能な制度としていくための課題及び対処方策

1. 常勤職員・専門職職員を継続して雇用できる(安心して就業できる)適正な報酬単価の見直し

高次脳機能障害者・児に対する持続可能なサービス体制の確保及び適正な環境調整のための大きな課題として、適正な報酬単価の見直しが必要である。

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

視点1: より質の高いサービスを提供していく上での課題及び対処方策・評価方法

1. 高次脳機能障害者・児における地域生活支援事業の移動支援条件の見直しについて

高次脳機能障害者・児には注意障害・記憶障害・地誌的障害・半側空間無視等を後遺障害として有しているものが多い。この後遺障害の改善は医学的にも困難と判断されている。そして、この後遺障害が主な要因となり、高次脳機能障害者・児には自宅から職場/学校への独力での通勤・通学に課題を有している方が多く認められる。その結果、身体機能及び精神機能的に可能なレベルであっても、復職/復学あるいは就労/就学が困難になっている現状がある。移動支援を利用し通所・通学訓練を行う等で通所・通学が可能になるケースもある。期間を限るなど段階的に認めてほしい。地域生活支援事業の移動支援は障害者総合支援法第77条第1項第8号にて規定されており、実施主体である市町村がサービス提供の可否を判断している。しかしながら、通勤/通学を目的としたサービス提供が対象外とされているのが実態であり、高次脳機能障害者・児の復職/復学あるいは就労/就学の促進を阻害している。

2. 就労移行および就労継続支援における復職支援加算の新設について

障害者総合支援法による就労関係のサービスは就労移行、就労継続(A型/B型)となっています。このサービスに対する報酬は、一般就労に結び付いた結果として基本報酬に加算されます。しかしながら、高次脳機能障害は後天的な障害ですので、就労/就学している年齢層へのサービスとなり、復職/復学支援となります。昨年度のサービス利用者年齢層別人数と新規就労者と復職者の割合は資料の通りです。新規就労者へのサービスには報酬が加算されますが、復職者へのサービスには報酬がありません。復職サービスは職場ごとに求められる内容が異なり、またジョブコーチ役割も求められていることから、全くの個別対応となって、新規就労者サービスと同等かそれ以上の時間と人員が求められています。今後も高次脳機能障害者への復職対応は増加することが考えられることから、早急な対応が必要になると考えられる。

3. 高次脳機能障害者・児に対する社会的行動障害加算の新設について

社会的行動障害は“意欲・発動性の低下、情動コントロールの障害、対人関係の障害、依存的行動、固執”(高次脳機能障害者支援の手引き改訂第2版、2008.11.)からなり、高次脳機能障害診断の主要要件となっている。この障害は社会生活や日常生活で他者との円滑な関係形成を阻害し、特に情動コントロールの障害は暴力行為につながる危険がある。しかも、社会的行動障害に起因する暴力行為発現は予測不能であり、対応策も現時点で確立されていない。このため、高次脳機能障害者・児の対応に慣れた施設・事業所が受け入れることが多く、職員が1対1で常時付き添いや見守りしているのが実情である。社会的行動障害と同様な問題である強度行動障害には、児童福祉法で強度行動障害加算が算定されており、高次脳機能障害者・児の社会的行動障害へも同様な加算対応が必要である。

【意見・提案の内容】

1. 高次脳機能障害者・児の復職/就業促進及び復学/就学促進のために、高次脳機能障害と診断された者の地域生活支援事業における移動支援をサービス提供として認めるべきである。
2. 高次脳機能障害者の復職希望が多いため、就労移行及び就労継続サービス報酬に復職支援サービスも含めるべきである。
3. 高次脳機能障害者・児の社会的行動障害は社会復帰の大きな阻害要因となっており、その対応には報酬加算をすべきである。

(参考資料)

(1) 高次脳機能障害者における地域生活支援事業の移動支援について(5事業所回答/6事業所)

		一般就労	福祉就労
市町村の 移動支援	あり	0	0
	なし	0	31
家族送迎		0	9(2)
事業所送迎		0	15(0)

()は、移動支援を希望したが、市町村に認められなかった人数

(2) 就労移行および就労継続支援における新規就労及び復職の内訳について(4事業所回答/6事業所)

全就労支援者数	内 新規就労者	内 復職者	未就労者
74	16	13	45

(3) 社会的行動障害のある高次脳機能障害者の割合(2事業所回答/6事業所)

全利用者数	内 社会的行動障害あり	割合
65	41	63.1%

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

視点2: 地域において、利用者が個々のニーズに応じたサービスの提供を受けられるようにするための、サービス提供体制の確保に向けた課題及び対処方策

1. 利用者に関する多機関参加の支援会議開催に対する報酬の新設について

高次脳機能障害者・児へのサービスは個別対応が必要になるため、医療機関と事業所・事業所間・事業所と福祉施設などの多機関が参加する支援会議を開催する必要がある。これは適切なサービスを継続的に利用者へ提供することを目的とした情報共有の場を必要としているからである。利用者ごと、または機関/施設ごとに支援会議の開催が必要であり、人的・時間的・経費的に大きな負担となっているにもかかわらず、報酬に反映されていない。適切なサービスを継続的に提供するのに必要な会議であるため、この支援会議開催に対する報酬の新設が必要である。

2. 他機関に提供する利用者情報提供文書作成に対する加算について

日程が合わなかったり、遠距離等の理由で支援会議に参加できない機関・事業者・施設等には、利用者情報共有のための文書(支援会議録も含む)を作成して、別途郵送している。一人の利用者に対し、複数の機関・事業者・施設が情報提供対象となるため、年間の経費負担も大きい。支援会議開催報酬とは別に利用者情報提供文書作成の加算が必要である。

3. 地域からの相談に対応するための就労支援事業所及び地域生活支援事業所への公認心理師必置について

日本脳外傷友の会所属の各事業所は、地域の高次脳機能障害者・児及びその家族からの各種相談に対応している。相談は復職/就業、復学/就学等社会生活に関する内容、高次脳機能障害特有の障害や支援サービスの情報収集、本人及び家族の感情・心理・精神への支援策など多岐に亘る内容である。このうち、後天的な障害を有したことに対する心理相談は、時々刻々の状況に影響されて変化することから、特に重要な支援となっている。この心理支援に対応する専門職として心理支援を業とする公認心理師が適切と考えられる。このため、高次脳機能障害者・児の支援サービス機関・事業者等には公認心理師を必置の職種とすることが必要である。

【意見・提案の内容】

1. 高次脳機能者・児の個別で適切なサービスを継続的に提供するために利用者サービスに関連する多機関参加の支援会議開催は必須であるため、その開催に対する報酬を新設するべきである。
2. 多機関参加の支援会議に参加できなかった機関等には別途情報提供文書を作成し、郵送しているため、文書作成の報酬加算が必要である。
3. 後天的な障害である高次脳機能障害者・児本人及びその家族にとって、発症/受傷後の心理支援が重要な支援となることから、公認心理師の必置が必要である。

(参考資料)

(1)利用者に関する多機関参加の支援会議開催回数及び情報提供回数(2事業所回答/4事業所)

	回数	参加者(提供先)の内訳
支援会議開催回数	161	医療機関 介護福祉サービス事業者 障害福祉サービス事業者 指定特定相談事業者 その他(学校)
利用者情報提供回数 (文書作成)	281	医療機関 介護福祉サービス事業者 障害福祉サービス事業者 指定特定相談事業者

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

視点3: 障害福祉サービス等に係る予算額が、障害者自立支援法施行時から2倍以上に増加し、毎年10%近い伸びを示している中で、持続可能な制度としていくための課題及び対処方策

1. 常勤職員・専門職職員を継続して雇用できる(安心して就業できる)適正な報酬単価の見直し

利用者に対する適切なサービス提供には、職員・専門職が継続的・安定的に就労できる報酬単価が必要である。本来、地域生活支援事業の実施主体は市町村であり、行政が直営で運営すべき福祉事業を民間が代わって実施しているのであるから、行政職員と等しい生活を保証すべきと考えられる。現状は、少ない常勤と多くの非常勤でやりくりしており、職員の入れ替わりが多い。利用者へのサービスの質を保証するためには、安定した職員体制の維持と職員-利用者の良好な関係形成が求められている。

また、高次脳機能障害者・児にとって適切な環境調整と空間的配慮が必要です。高次脳機能障害者・児の中には、視覚刺激や聴覚刺激、嗅覚等の感覚に過敏性が生じやすかったり、特定の利用者に対し攻撃的な感情を抱いて、その修正が困難なことも少なくない。このような時には物理的に距離を取るための別室やスペース、パーティションで区切るといった環境調整が必要となる。当然そのための職員の配置も必要である。しかしながら、現状の報酬単価ではそれに十分対応できていない。

高次脳機能障害者の支援に当たっている職員への専門性を考慮して働き甲斐のある報酬を提供し、当事者が就労・就学にしっかりと定着する事で、社会に還元する事に繋がる。又重度の認知行動障害がある場合でも専門性を持った支援により、ひいては自立度を高めていく事が出来るので、福祉サービスに係る予算をしっかりと確保する事が、持続可能な制度に繋がると確信する。

【意見・提案の内容】

1. 高次脳機能障害者・児に対する持続可能なサービス体制の確保及び適正な環境調整のための大きな課題として、適正な報酬単価の見直しが必要である。